

開発行為許可申請等手数料

(単位：円)

区分	面積		0.1ha未満	0.1ha以上 0.3ha未満	0.3ha以上 0.6ha未満	0.6ha以上 1.0ha未満	1.0ha以上 3.0ha未満	3.0ha以上 6.0ha未満	6.0ha以上 10.0ha未満	10.0ha以上	備考
	新規	①自己の居住用		8,900	22,000	44,000	89,000	130,000	180,000	220,000	
	②自己の業務用		13,000	31,000	67,000	120,000	200,000	270,000	350,000	490,000	
	③上記①, ②以外のもの		89,000	130,000	200,000	270,000	400,000	520,000	670,000	900,000	
変更許可	ア 設計の変更 ※イのみに該当する 場合を除く	自己の居住用	890	2,200	4,400	8,900	13,000	18,000	22,000	31,000	
		自己の業務用	1,300	3,100	6,700	12,000	20,000	27,000	35,000	49,000	
		上記以外	8,900	13,000	20,000	27,000	40,000	52,000	67,000	90,000	
	イ 新たな土地の編入 に係る変更	自己の居住用	8,900	22,000	44,000	89,000	130,000	180,000	220,000	310,000	新たに編入される 開発区域の面積に応じる
		自己の業務用	13,000	31,000	67,000	120,000	200,000	270,000	350,000	490,000	
		上記以外	89,000	130,000	200,000	270,000	400,000	520,000	670,000	900,000	
	ウ その他の変更					10,000					
開発許可を受けない市街化調整区 域内の土地の建築等許可申請 法第43条			7,100	19,000	40,000	71,000	99,000				
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請 法第41条第2項但し書						47,000					
予定建築物以外の建築等許可申請 法第42条第1項但し書						27,000					
開発許可を受けた地位の承継承認申請 法第45条						① 自己の居住用のもの, 1ha未満の自己の業務用			1,800		
						② 1ha以上の自己の業務用			2,800		
						③ ①, ②以外のもの			18,000		
開発登録簿の写しの交付申請 法第47条第5項						用紙1枚につき				480	

(注) 開発行為変更許可申請手数料の合計額は、ア、イ、ウの変更を1件で行う場合は、90万円を限度とする。